

[学術資料]

大学院社会と協働第2回公開セミナー角田由紀子氏講演録
「フェミニズムが見えない時代に」

Open Seminar of Society and collaboration No.2: Lecture by Yukiko TSUNODA
“Toward a Period of Obscure Feminism”

菊地 夏野・角田 由紀子・佐久間 悠太

Natsuno KIKUCHI, Yukiko TSUNODA, Yuta SAKUMA

Studies in Humanities and Cultures

No. 20

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 20号
2014年2月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
FEBRUARY 2014

[学術資料]

大学院社会と協働第2回公開セミナー角田由紀子氏講演録 「フェミニズムが見えない時代に」

**Open Seminar of Society and collaboration No.2: Lecture by Yukiko TSUNODA
“Toward a Period of Obscure Feminism”**

菊地 夏野¹・角田 由紀子²・佐久間 悠太³
Natsuno KIKUCHI, Yukiko TSUNODA, Yuta SAKUMA

- I. はじめに (菊地夏野)
- II. 講演録 (角田由紀子)
 - 1. フェミニズムの見えない時代?
 - 2. 法とフェミニズムは関係をもてるか
 - 3. 公私二元論とジェンダー
 - 4. 近代法は誰が作り、誰が運用してきたか
 - 5. 女性はいつから法の運用者になれたのか
 - 6. ウーマンリブの時代
 - 7. 転換点としての女性差別撤廃条約
 - 8. 女性の運動と法律の関係
 - 9. フェミニズムからジェンダーへの変化
- III. 報告 (佐久間悠太)

I. はじめに (菊地夏野)

本稿は、2013年2月23日に名古屋市立大学で行われた大学院課題分野「社会と協働」第2回公開セミナーの講演録である。講演していただいた角田由紀子さんは、女性の視点に立つ弁護士として長く活動してこられた。1975年に弁護士となり、女性運動とともに歩み、2004年から明治大学法科大学院で教えてこられた(2013年3月まで)。著書も多数出されている。

今回角田さんをお呼びするにあたって、角田さんのこれまでの活動を振り返っていただき、現在につなげる会にしたいと考えた。近年、若い世代のフェミニズム離れが指摘され、フェミニズムは難しい局面を迎えている。あらためて角田さんの活動を伺うことで、フェミニズムの意義を過去と現在から考える機会とした。

快く講師および記録の掲載を承諾していただいた角田さんに感謝をここに記したい。

¹ 名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 准教授
² 弁護士、東京・強姦支援センターアドバイザー。
³ 名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士前期課程

Ⅱ. 講演録（角田由紀子）

1. フェミニズムの见えない時代？

こんにちは。ご紹介いただきました角田です。菊地さんからこのお話が最初にあったときに、何を話そうかと迷いました。菊地さんと若干のやりとりをして、最後に、「法とフェミニズムの架橋—フェミニズムの见えない時代に」というタイトルで今までやってきたことを整理して話してはということになりました。タイトルを「フェミニズムと法の架橋」にしているのですが、最初は「法とフェミニズムの架橋」でした。なぜ、逆にしたかという、法がフェミニズムの方に橋をかけて向こうからやって来たことはなかったと思っているからです。フェミニズムが、アンタッチャブルの法のところに出かけて行って関係を作るということかなと思っています。考えてみると、そんな感じがしたので、「フェミニズムと法の架橋」にしました。

私は、弁護士になったのが1975年ですので、38年弁護士をやっていることになります。その途中で、法科大学院という新しい制度が始まったのが2004年だったのですが、その年から今年まで9年間、明治大学の法科大学院で、「ジェンダーと法」という講義をもっておりました。法科大学院で教えるようになったからといって、実務家（弁護士）をやめたわけではありません。法科大学院は学者だけでなく実務家が一定数いなければならない、つまり教員の構成として学者だけではダメで、実務家も要求されているシステムです。法科大学院にいったからといって弁護士を止める必要もないし、むしろ現場をもっていなければ、法科大学院で教えることは難しいし、現場で仕事をしていないと学生に語るものがないので、二足のわらじでやってきました。

私は今年の3月で、法科大学院の方が終わるので、やれやれという感じでもあります。終わりの数年間はややアカデミックな世界に近づきましたが、私は学者ではありませんので、発想は常に現場からだったと思います。実際に依頼者が持ってきた問題をどう解決すればいいのか、現行法の枠のなかで、何をどうやったら解決に結びつけることができるのかということが、私が考えないといけない問題でした。

日本の社会の中で女性のごくふつうに弁護士をやっていると、依頼者層は女性が多いですね。

私は、1992年から、DVの問題をやっていましたし、その前はセクシュアルハラスメントを多く扱っていました。そのさらに前は、性暴力の問題を中心的にやるようになっていたので、私の依頼者の大部分は女性になってしまって、90%以上が女性です。しかも、お金をもっていない女性でした。法テラスができる前は、法律扶助協会の仕事をしていましたし、法テラスができてからは、法テラスを経由して私を使う、そういう形の人が圧倒的に多いわけです。その人達もってくる問題というのは、もちろんこの社会の矛盾なんですね。その矛盾というのは、すなわちジェンダー・バイアスから生まれている問題ですね。女の人が女であるが故に、社会的、経済的その他諸々の場面で不利益な立場に立たされ、そこから生まれる問題なのです。自分の目の前にあ

る具体的な事件の解決に奮闘するのですが、それがどういう問題か考える際に、ジェンダー不平等がもたらしたものであるときちんと位置付けていかないと、主張が組み立てられない、勝てるようなものになっていかないのですね。何となくそんな必要に迫られてジェンダーというかフェミニズムとかかわるようになっていったと思います。フェミニズムとよく言われるのですが、フェミニズムって、私は女性のためになることくらいのアバウトな定義しかもっていません。私は、自分のことを特にフェミニストだとは思っていません。「～スト」という形で自分を定義して考えたことはなくて、そのときそのとき必要とされることをやってきたことを外から見ると、フェミニストとなるようですけど。自分から積極的に定義して名乗るのはちょっと恥ずかしい気持ちです。自分が何らかの主義を信奉しているというわけではなくて、必要としてきたことをやってきたらそうなったという感じです。

「フェミニズムの見えない時代に」というタイトルをいただいたので、菊地さんに「これは昔のことですか、今のことですか」と聞いたのですが、どうやら今のことのようなのです。ただ、私の場合は、いろいろな仕事をしてきたのですが、フェミニズムがぼちり見えていた時代はあったのか、そうではないのではないかと思うのです。特に日本社会の場合は、「フェミニスト法学」、「フェミニズム法理論」というような形で考えられてきたのは、ものすごく少なかったと思います。アメリカのロースクールを見ていると、「フェミニズム法理論」は93年ころには、ごく普通の科目としてあったのですね。しかし、日本ではそういうタイトルで考えられることがほとんどなかったのではないのでしょうか。ロースクールは最近のことですが、法学部の中でジェンダー法理論ないしはフェミニスト法理論が教えられることはほとんどなかったのではないのでしょうか。中身としては今、ジェンダー法的な視点に立ってやってきたと位置付けられることを、「フェミニズム」という枠の中で、それを支えにしてやってきたというわけでもなかったという気がします。女の人の抱えている矛盾を解決するためにやってきたことが、どうやらフェミニズムと同じなのかなと思っています。ただ、理論的に西欧的なフェミニズムの影響を受けているのは間違いないですが、現場から出発したらそうなったということで、フェミニズムから出発したわけではないと言いたいのです。

2. 法とフェミニズムは関係をもてるか

さて、法とフェミニズムが関係をもつことができるかということですが、できる、今は関係を持っていると私は思います。そして、ジェンダー視点で法についてあれこれ言っていますが、法とフェミニズムが関係をもつことができるには条件がまずあるわけです。一つは、当然法があるということです。ところが、その法というのは厄介なことに歴史的には男性だったということですね。これはとても厄介な大きな問題をもっていると思います。

そして、法の運用者の問題が次にあります。立法者が男性だったということもありますが、誰

が運用者かという、これは学者と実務家と言ってよいのですが、これも歴史的には男性だった。男性でしかなかった。女性が立法者（議員）および運用する人になれたときに、両者が関係を結ぶことができると私は考えています。日本でそういう条件が整ったのは戦後でしかないわけです。女性が参政権を獲得したのが1945年ですから、それ以前は法が何かをするとき、女性が客体になることはあっても、主体的に何かになることはなかったのです。近代法の基本的性質が法と女性との関係をそういうものにしてしまったと思うのです。

3. 公私二元論とジェンダー

大雑把な話になりますが、近代社会というのは、ジェンダーの視点から考えるとき、公私二元論で構成されると言われています。法は社会の骨格であり、公私二元論を推し進めていくときに、法はそういう仕組みをつくって支えたのです。なぜそうなるかという、公私二元論の考え方では、「公」の構成員はほとんど全員男性でした。具体的には、戦前の日本を考えてもらえばわかると思うのですが。一方、「私」は「公」では無いものです。「公」から排除されている部分で、構成員は男女です。女性はそこにしかないわけですが、そこでの主導権も男性が握っておりました。家制度の家長はこれです。「私」は、「公」で働き疲れた男性が元気を回復して、再び「公」へ出ていくことを準備する場所なので、公に従属していたと思うのです。この構造が性別役割分業を支えていたわけであり、女性は最初から、「公」、あるいは法律の分野から構造的に排除されていた。構造的に排除している仕組みを、法自身がつくっていったのです。

日本の法律はどうなっていたか。社会的な基本法である刑法を見てみましょう。今、私たちが使っている刑法は1907年にできたものです。明治40年です。その後、今日までそう本質的な改正はされていない。これが大きな問題です。

例えば、強姦罪は1907年からそのままです。ほとんど変わっていないのです。日本の法律は、最初、明治時代には漢字仮名交じり表現でした。それを近年になって現代語表現、平仮名に変えました。また、古めかしい漢字を少し今風の漢字に変えました。強姦罪に関していうと、「婦女」というのを「女子」と変える程度のもので、言葉の細かい変更はあったものの、中身（思想）は全く変わっていないのです。刑法のその他の部分でも、コンピュータに関する犯罪とかの多少新しい犯罪が付け加えられています。今の憲法になってから、明治憲法の下でしか成立し得ない「不敬罪」や「姦通罪」は削除されましたが、それ以外のほとんどは、1907年からそのままです。

それと、民法です。民法は1898年に制定されました。その後、多少の改正はありますが、一番大きな改正は、戦後の1947年の家族法の改正です。問題は、それ以前の家族制度としての家制度（家父長制）の中の民法の少なくない条文が1947年の改正のときにそのままになったことです。1947年に憲法のスクリーニングを受けて、改正されたのです。そこで、憲法と両立しない考え方

のものを廃止することが当時の仕事でした。しかし、少なくない条文がこの改正作業をすり抜けてそのまま生き続けてしまいました。これは今の憲法に適合していますということになったのです。例えば「妻の無能力」は男女不平等なので廃止になりましたが、「婚姻適齢の差」、「女性のみ再婚禁止期間」、「婚外子の相続分」など、今問題になっている女性差別規定は明治民法からそのまま引き継がれているのです。それらは、1947年の時点で憲法上問題ないとされたのです。現在では、国連の女性差別撤廃委員会が、これらが性差別的条文であり、改正することを繰り返し、繰り返し求めています。日本政府は断固として応じないままです。今、安倍政権になって、この拒否は尚更強くなっているといえます。自民党が昨年出した最新の憲法改正草案では、考え方がもっと性差別的になっています。

このように、刑法も民法も日本の基本法は制度的に女性差別的に作られているのです。それらの法律が制定されてから、敗戦までの50年近くで日本社会の中になんて根付いてしまって、基本的な骨格を作ってしまったといえます。憲法は、ご存知のようにベアテさんが本当に孤軍奮闘して女性に関する条文をたくさん作ったのですが、いろいろ削除されてしまい、最終的に24条だけが生き残ったのです。憲法は、家父長制とは違う価値観でできていたはずですが、解釈は古い時代の価値観を持った人々によってなされてきたという問題があります。

4. 近代法は誰が作り、誰が運用してきたか

日本法を含めて、近代法は、誰が作り、誰のメッセージを送ってきたのかということが重要です。制定者（立法者）や運用する人たちが、自分たちに不都合な内容を作って不都合な結果をもたらすことはあり得ないでしょ。自分に刃を突き付けることはありえないでしょ。日本の法律がもっているジェンダー・バイアス、女性差別的な内容のものは、歴史的な背景があることを理解しておく必要があります。戦後の改正がなかなかうまくいかなかったのにも理由があるわけです。

刑法についていえば、姦通罪は確かになくなりましたが、強姦罪の規定は変わりませんでした。社会の変化と法律の変化が全くかみ合っていないとか、法律はそれを反映できていないというべきでしょう。

現行憲法自体とその解釈が、男女平等に反する近代法の欠陥という性質を色濃くもっていたことは指摘しておく必要があります。例えば憲法14条の性差別に関する裁判が日本では非常に少ない。だいたい憲法に関する裁判が非常に少ないということもあるのですが、なかでも14条が直接問題になるような裁判が非常に少ないのです。なぜか？

これも考えなくとも当たり前のことなのですが、誰が法律を運用してきたのかという結果です。1945年の時点での法律家は誰かということです。それは男性ですね。戦前、女性はごく一部の大学を除いては法学部に入れなかったのです。女性は法律家になることが制度的にできなくされていた結果であります。

1945年の日本社会で「法律家」は誰だったかという、数人の女性弁護士を除いて全員男性だったわけです。その人達がどんな法律を学んできたかという、明治憲法から始まってその憲法の下にある法律を勉強してきたわけです。それで法学者になり、裁判官や検察官、弁護士になりましたわけです。彼らはどういう家庭に育っていたか、生きていたかという、明治憲法下の家制度、家父長制の家制度の下で「男」として育ってきた人たちが、法律の運用をしてきたのです。そうすると、仮に憲法が理想の形で書かれていたとしても、それが意図したような形で運用されないという力が働くのです。つまり意図しない逆の力で運用されるのです。男女平等が嫌だと公式に言った人はいないかもしれませんが、少なくともどのようなものかということについて、すごく理解が曖昧だったことは事実です。

憲法改正の議会の中で、結局そこで何が了解されていたかという性別役割分業です。社会全体がそれで貫かれていたわけですから、別の原則を当てはめて考えることができなかったのは、ある程度やむをえないことだったかもしれません。憲法24条の男女の本質的平等は何かという議論の際に、当時の厚生大臣だったと思うのですが、「それぞれの性には、それぞれの役割がある」というのです。国会の議事録を読みますと、鳥には雄の鳥と雌の鳥の役割があって違うでしょ、雌が巣で子を育て、雄が餌を探してくるじゃないですか、これが自然の摂理みたいなことが言われている。これが、男女の本質的平等だとされているのです。でも、これを非難することはできないですね。その当時、ほとんどの人がそう思って、社会はそう回っていたわけだから、見てもいない社会を知るのには難しいと思うのです。問題はその後それが修正されなかったことです。驚くべきことには、女性差別撤廃条約を批准した国会で当時の中曽根総理大臣が、同じような見解を披露していることです。

学者の世界、法律学の世界で見ていると、あれは伝統芸能の家元制度みたいなところがありますね。先生の考えが弟子にそのまま継承されているでしょ。たぶん一番重んじたい弟子は先生に反発しない人。そのあと襲名する人ですね。今の若い学者を見ている、自分はなにになに先生の弟子だから、かくかくしかじかと言うのです。そして「その先生はこう言った」と言うのです。私が、ちょっとからかって「あら、あなたは何流？」とか聞いてもそれが通じないですね。そこがなかなか凄いです。ということは、近代法の欠陥が、年齢が若くなったからといって、是正されないというか、どうやらエッセンスが受け継がれているという気がするのです。それが一つの問題です。

5. 女性はいつから法の運用者になれたのか

女性がいつから法の運用者になれたかという、参政権を獲得した1945年です。法律の分野に絞れば非常におもしろいというか、私も知らなかったのですが、必要があって調べてびっくり仰天したのですが、それは弁護士法です。司法試験の受験資格が、明文で「男子タルコト」と規定

されていたのです。このシステムの下では、女性は最初から入れないのです。「男子タルコト」って書いてあるから。それで法学部は女子を入れないわけです。1933年に、市川房枝さん達の婦人参政権同盟が国会に陳情して、女性も弁護士になれるとするためにこれは削られるのです。それで女性も今でいう司法試験を受けられるようになって、明治大学の専門部で女子部が作られました。そこでは、法律と経済、今でいうところの法学部と経済学部の勉強を教えていて、その法科を出た女子学生は本体の明治大学の法学部に進学できる仕組みになっていました。女性であるということは、最初から法律家になれないということだったのです。これは弁護士の場合ですが、裁判官や検察官は戦後になってから初めてなれるようになったのです。女性の裁判官や検察官は戦前はいなかったのです。

女性の弁護士は1940年に3人生まれるのですが、ただそういう時代で法律の勉強に娘をやる家庭ってどういう家庭だったのでしょうか。その家庭自体の教育レベルが高くて、とりわけお父さんの理解があつてという家のお嬢さんでしかないのでは。「女が法律？とんでもない。早く嫁に行け」という社会のなかで、娘を法律の勉強をする学校に金を出してやるわけですから。それは特殊ですよ。だから、最初の頃の女性の弁護士は、教育レベルの高い経済力の高い家庭から生まれたようです。弁護士になってからも、家事労働との両立に苦しむなんてことは少なかったのではないのでしょうか。お手伝いさんを雇えるから。家事労働をする人の賃金って安いでしょ。エリート家庭なら、女中(当時の言葉)を雇うなんてごく普通ですよ。ある種の矛盾ですよ。彼女の労働を支えていたのは低賃金の家事労働者です。女性がお手伝いさんなんか使わずに、今でいう保育園みたいな社会的な仕組みを利用することによって働けるようになったのは新しいことでしょう。

1963年頃でしたか、私は学生時代に「婦人問題研究会」というサークルに入っていました。1年生のときに「東大卒女性の職業と生活」というアンケート調査を卒業生に行なって、大学祭で発表しました。あの当時の東大卒ですから、ほとんどが専門職ですね。そういう人たちはどんな働き方をしているかという、やっぱり元々エリートのうちから出てきている人が多いし、自分達でお手伝いさんを雇える、あるいはお母さんを使って支えられているのです。だから社会的に問題を解決するという事は少なかったのです。

1966年に東京地裁で有名な「結婚退職制度は公序良俗違反で無効」だとした判決が出されました。その時の代理人は二人とも男性です。当時の女性の弁護士率が1%で、女の弁護士が周りにいないのです。原告となった鈴木節子さんと言う女性が福島県いわき市の人でしたが、代理人は東京の弁護士でした。彼女の生活圏に女性弁護士がいなかったということだったのではないのでしょうか。これ以降は女性弁護士が増えていくので、女性差別、主として労働事件ですが、女性弁護士が中心となって行なわれるようになってきました。女性弁護士の増加と女性差別撤廃の事件を法的に解決する数の増加は、相互に関係しているといえるでしょう。

戦後の教育の成果として、女性達の人権に対する意識が高まってきました。ものをいう女が増えてくるのです。法的に問題を解決するとき、一番最初に必要な人は今の状況に「ノー」を言う人。つまり原告になる人です。その人がいて、法的にどうするかというところで、初めて弁護士が出てくる。弁護士が100人いても原告が0なら何もできません。女性の教育レベルがあがって、働く女性が増えて、ものを言う女性が増えて専門職としての女性の弁護士がだんだんと増加してくる。同じように進行してくるのですね。戦後、女性弁護士の数が10%になったのは2000年です。今はというと、17.8%、それを多いというか少ないというか、議論はあります。この数字だけみると「うわっ、18%になったんだね、すごいね」と思うわけですが、逆に考えたら8割が男性という世界です。女性弁護士が増えてゆく中で、賃金差別、労働法分野での差別をなくすことを求める裁判が続き、一歩ずつ成果を挙げて行きました。先ほど話した働く女性が増加することで、女性の扱われ方に疑問を持つ女性も増えてくるという関係が生まれてくるということですね。

6. ウーマンリブの時代

現在の、女性が何がしか、法的な権利を得ている状況をつくったのが、フェミニズムの前にあった1970年代前半のウーマンリブの運動ですね。若い人はそんなことがあったなんて知らないでしょうが。私は同時代を生きてきたので、生き活きと思い出すことができます。メディアのリブたたきも同時に思い出しますが。そこで彼女たちが取り上げたテーマは、後にジェンダー法学で取り上げられているテーマの全部です。セクハラもDVもあったのですが、そのような言葉はありませんでした。

ただ、日本の社会の中でそういう運動は理解されなかったし、社会的な大きな関心にならなかったのは、残念なことです。

私が75年に弁護士になって、そのときは1万人ちょっと弁護士がいて、そのうち女性弁護士が約300人でしたが、この運動に関与する弁護士は極めて少数でした。女性弁護士がいても、女性の小さな運動にかかわれるほど数がいなかったということもあったでしょう。運動自体が小さかったこともあるし、女性弁護士の数も少ないし、弁護士はやはり社会の中ではエリートですから、リブのような女性の性を正面に出す運動から引いていたのかもしれない。法の男性性に女性弁護士も毒されていた面があったのかもしれない。今、振り返っての感想です。

社会も、弁護士は男の職業と認識していますし、女性が弁護士になるには男性的発想になじむことが要求されていたと思います。扱っている近代法の毒に汚染されていたということでもあると思います。

社会がいかにかに弁護士イコール男と認識していたかを、思い知らされた体験をいくつもしました。警察署に被告人に会いにいくでしょ。接見と言います。そうすると、おまわりさんから「おいお前、誰に会いにきたんだ」と言われるのです。誰かの情婦だと思われるのです。「私、自分の依

頼者の接見にきたんです」というと、「ふん」っていうんですね。「失礼しました」なんて言いません。それと、拘置所に面会に行ったときのことでした。冬でオーバー着ていくと、なんでオーバー着ているかという、受付の扉が開けっ放しで冷たい風が吹く構造だったのです。だから、男も女もコートを着ている。そこでは、弁護士と一般の人とでは面会申込みを記入する紙が違います。私は弁護士ですから、弁護士用の面会用紙に書き始めたら、向こう側にいる係の人が「おい、それ弁護士用だよ」というのです。「私、弁護士ですけど」と言いました。私は弁護士バッジを付けていたのですが、コート着たままで見えないわけです。男の弁護士もみんな同じで、男の弁護士を見てみると、彼らは決して言われぬ。私だけ「おい」とか言われるのです。次は夏の話。これは別の拘置所ですけど。このときはごちゃごちゃしたプリント柄のブラウスを来ていて、バッジを付けていたのですが埋没して見えなかったのです。その時も、記入用紙が弁護士用と注意されました。それを教訓にして、バッジをつけてそれを見せる必要があるときは、目立つように無地の洋服を着るようにしました。グレーとか黒とか。あるとき、グレーのスーツを着てバッジも着けて最高裁に行ったのですが、入り口の守衛さんに「どこに行くの」と聞かれるのです。「図書室に行くのです。私弁護士なんですけど」と言ったのですが、多分男性弁護士ではされない誰かをされるのは、たびたびでした。

7. 転換点としての女性差別撤廃条約

私がこれまで見てきて、大きな転換点は女性差別撤廃条約の批准ではないかと思います。それまでの裁判等での闘いの積み重ねも非常に大事だと思いますが、いわば思想的な転換点というのは女性差別撤廃条約だと思うのです。それは、なぜこの条約が必要だったのかということと同じことですが、なぜ、女性が差別されて不利益な地位にいつも置かれているのか、という疑問への答えでもあります。戦後、国連の初期の段階から、女性差別解消のために色々な条約が締結されてきていたのですが、女性に対する差別が解消しなかったのは何なのかと考えることから始まったのが、女性差別撤廃条約です。そうして、女性に対する差別の根源には、性別役割分業があると発見され、確認されるわけです。この条約はそれをなくすことを目的にしているのですから、具体的に差別がどのように現れているのか、人間の生活全ての領域で点検するというものです。性別役割分業が女性の平等を妨げていることが明らかになって、一国のレベルではなくて、国際的なレベルで分析されるのです。そして、平等への道のりをはっきりさせたのです。

日本はこの条約を批准したので、4年おきに、条約が日本の中でどの程度活用されているかについて、条文ごとに成果を報告することになっています。そうすると、女性差別撤廃委員会が、国際的な基準から報告を検討するのです。そして、条約にしたがって、評価をうけるのです。一番新しいのは、2009年の「日本政府報告に対する総括所見」です。日本の状況は、結論からいうと、国際基準からは、ものすごく遅れている。ありとあらゆる人権の分野で遅れている、遅れて

いるままに放置されているといった方がいいかもしれません。条約を批准するときには、ある条文を留保しない限りは、条約に合うように国内法をかえなければならない、それが締約国の義務です。日本は、このような事前準備の義務があり、それでできたのが男女雇用機会均等法です、国籍法を男女平等に変えたこともそうです。それ以前は、お父さんが日本国籍をもっていないと日本人になれない父系血統主義でしたが、お母さんが日本国籍を持っていれば、子どもは日本国籍を取れるようになったのです。

そういうことも含めて、大きな転換点が、女性差別撤廃条約、つまり思想的な転換が迫られたのです。日本国内の状況が国際的な基準で評価される。条約の求めているレベルまで客観的に評価される。この条約で変わった部分もありますが、刑法や民法の性差別的条文の改廃はされていません。

8. 女性の運動と法律の関係

さて、ウーマンリブではない女性の運動と法律の関係がどうなっていったかについてです。法廷では女性の弁護士が働くわけですが、ここに書いたように、女性の弁護士が何かできるうしろには、女性の運動があったのです。早い時代は、日本中で労働組合が強かったのです。女性の昇格差別、賃金差別といった労働運動というのも、組合と一緒に取り組んで非常に大きな全国的な支援運動を組織できたのです。女性だけでなく、男性もいましたけどね。女性たちの独自の運動と組合運動の混合体というバックアップがあって成功できたのです。

80年代の後半、女性差別撤廃条約と関係があるのですが、差別の問題が思想的に深く考えられるようになったと思います。そこでの変化は、女性への暴力の捉え方にもっとも象徴的に現れていると思います。私は、レジュメに「発見」と書いたのですが、80年代後半に女性の暴力ということが生まれたわけではなく、それが女性への暴力だとするもの見方が生まれてきたわけです。

暴力については、近代法は最初から、女性を無視するか、切り捨てるか、あるいは、男性の都合のいいように扱ったテーマでした。強姦罪がまさにそれですね。それが女性達の運動が進んでくる中で、女性差別撤廃条約などを後ろ盾にして、暴力の問題が見えるようになってくるわけです。その象徴的なものが女性への暴力の問題です。これが社会的に見えてくる。そうすると、法律問題として提起することがやり易くなってくるわけです。「これ何の話？おかしいね」と言うだけでなく、現行法の条文を使って、あてはめて、例えば、私たちがセクシュアルハラスメントで使ったのは、民法の不法行為に関する条文（709条）なのです。女性に対するセクシュアル・ハラスメントがそういうものとして名付けられて、輪郭がはっきりしてくると、それは709条の範疇に入ると言えるようになってくる、つまり可視化されてくるのです。見えてくると、逆に、なぜ今まであったのに見えなくされていたのかが問題になってくるわけです。セクハラは80年代

後半から90年代のはじめにかけて可視化されました。

93年に国連で、「女性に対する暴力撤廃宣言」が出されますが、あれからすごく勢いがついてきました。それまでも女性に対する暴力という問題はあった。でも見えなかったのはなぜか追究することが重要ですよ。何がそういう暴力を生みだして、許しているのかと。

83年に東京・強姦救援センター (Tokyo Rape Crisis Center : TRCC) が設立されます。アメリカでは、70年代から80年代にかけてレイプ・クライシス・センターが作られていたのです。アメリカでそれを見てきた女性が日本に帰ってきて、日本にも必要だということではじめてののです。それが、東京・強姦救援センターです。TRCCの強姦の理解・定義と今までの刑法での強姦罪の理解と何が違うか。刑法の強姦罪の定義は男性が作ったものでしょ。だから強姦という行為を男性の側からしか見ていないのです。TRCCがやったことは何かというと、被害を受ける立場の女性が強姦を定義することでした。自分達意思を無視した性行為は全て強姦であると定義するわけです。「自分の同意なしに行なわれた性行為は全て強姦」だと定義すると、男性から文句が出てくるわけです。「ほとんどのセックスが強姦になるのではないか」と問われるけど、「そうです」と答えるしかありませんね、今の日本社会の状況では。

TRCCでは、女性弁護士を法律顧問として性暴力問題の法的取組みを始めました。日本で最初の試みであったと思います。法律顧問というと立派に聞こえますね。リーガル・アドバイザーと言っているのですが、いずれにしても名前だけは立派です。TRCCは小さな組織なので、女性弁護士を専属に雇うことはできません。法律顧問になるには、非常に厳格な条件があって、「強姦加害者の弁護をしない」というものです。なりたい人がいる場合には、別に誓約書は書かないですけど、そこは、考え方についてよく話し合いきっちり理解をし合います。ときどき関心のありそうな若い弁護士を誘うのですが「加害者の弁護はしません」という点に引っかかって「ノー」になってしまうのです。これはすごく考えさせられる問題です。

TRCCでは、被害者からの電話相談をやっていて、被害者からの本当の声が集まってきます。そうすると、強姦被害を見えなくしていた問題は何なのか。たくさん問題が出てくる。スタッフと一緒に、それが法的にどういう問題かという分析をはじめて、損害賠償請求をするのであればどこをどういう風に主張したら、癪なんだけど認められるかって。どうして、癪かと言うと、女性差別の問題を法廷に持って行って勝訴判決を得るためには8割の男性裁判官（裁判官の8割は男性なので）に「そうだよ」って言ってもらう必要があるからです。すごい矛盾だと思いませんか。なぜ、男性の裁判官に「そうだ」って言ってもらう必要があるのか。私はいつもこの点に疑問を感じるのです。男性の裁判官に言われて社会に認められる仕組みって何なのかって思うのです。でも、2対8でやっている限りしょうがないかと思っています。法的にどういう問題か分析して、裁判所等に持ち込んで解決するには、仕方ないことでもありましょう、今のところ。

87年に、「池袋買春男性死亡事件」と私たちが呼んでいる殺人事件がありました。これは女性

が小さな支援団体を組織して、売春はどういう問題かを正面から考える機会になったと思います。第一審では実刑判決が出ました。懲役3年でした。控訴審が結審するころに、私は弁護団に参加しました。被告人の支持というか、被告人のことを分かりたい女性たちのグループが「池袋事件を考える会」をつくったのです。法廷で傍聴していた女性たちが声を掛け合っただけのグループでした。その人たちの中にTRCCのメンバーがいたのです。弁護人は二人とも男性でした。支援グループの中で、弁護団に女性が入って、女性の目でみないとうまくいかないと思うという意見があって、私が参加することになったのです。高裁で被告人質問をもう一度やり直しました。そこで、女性の視点から彼女に聞いてみたのです。そのときどういうことだったのか、どういう気持ちで行動したのかなどです。客がナイフをもってきていて、それで彼女にけがをさせたり、下着を切り裂いたりしていたのです。彼女は客からものすごい侮辱を受けたので、そこから逃れるために、彼をナイフでちょっと突けば相手が怯むだろうと思って、刺したのですが、最後はナイフの取り合いになって、最終的に彼は失血して死んだのです。そうなる過程で彼女がどう感じたかを、丁寧に裁判官にわかってもらう必要があったのです。被告人への再質問と精神科医の鑑定書とによって、高裁の判決では執行猶予がつけました。この判決は、実は、司法（裁判所や検察）が売春女性をどう差別的にみているか、はっきり語られた判決でした。

同じ年に、「働くことと性差別を考える三多摩の会」が「性的嫌がらせをやめさせるためのハンドブック」を出版しました。この薄いピンクのパンフレットがセクハラ裁判のきっかけになったものです。「ストッピング・セクシュアル・ハラスメント」というアメリカのデトロイトで労働者教育用に作られたパンフレットを三多摩の会のメンバーが見つけてきて、翻訳しようと持ち帰ってきたのです。パンフレットの翻訳が完成したのは、世間では昭和天皇が死にそうといってデパ地下から赤飯が姿を消すという奇妙なときでした。私は、女性たちが開いた天皇問題を考える集会でそのパンフレットを売り歩いたことを覚えています。

その翌年、福岡地裁で、初めてのセクシュアル・ハラスメント事件を提訴するのです。これは92年に勝訴判決が出るのですが、私たちがやったことは、原告一人のためではなく、働く女性全体にかかわる問題なので、全国規模で支援者を組織しました。法廷でいつも傍聴席は満員でした。ここで大事なことは、支援者たち、新聞記者、学者、弁護士などの女性たちと手を携えて行なったことです。

長野電鉄事件。「セクシュアル・ハラスメント」と言う考え方がないときには、女性はどうなったかを考えるのに良い事例です。1970年の長野地裁の判決です。バスの運転手さんと車掌さんが組になって勤務していた時代の話です。この事件では、車掌さんは中卒の女性です。泊り勤務の時に男性運転手が若い女性車掌を強姦したのです。そして、その女性が妊娠したのです。痕跡は、女性の身体にしか残らないわけです。それで、父親が怒って、会社に怒鳴り込んで事件が発覚するわけです。会社は、前々から彼にそういう噂があったので解雇するのです。すると、彼

は不当解雇だといって会社を訴えるのです。お父さんが怒鳴りこんだ時点で、彼女は辞めているのです。原告は運転手、被告は会社という裁判で、会社の不当解雇を争った事件です。でも本当の被害者は女性でしょ。幕が開く前に本当の被害者は退場させられているわけです。裁判でも運転手の行為を悪いことだと認定しているのに、彼女には救済の手が差し伸べられないわけです。法的解決の場面では、彼女は最初から登場人物ではないからです。この事例のセクシュアル・ハラスメントの主役は、当然被害女性です。被告は運転手と会社になるわけです。セクシュアル・ハラスメントという新しい問題で捉えることができたので、救済されるべき女性が舞台にあがれるのです。これは大きな転換です。

その後、92年にDVという言葉が日本に紹介されました。私は「夫(恋人)からの暴力調査研究会」のメンバーの一人として実態調査を行ないました。夫婦喧嘩としてあしらわれてきた出来事は実はそうではないんだ、それは女性に対する暴力であり、女性に対する暴力は明白な犯罪であり、明白な人権侵害だとももの見方を変えるわけです。夫婦喧嘩はセクハラと同じように前からあった、みんな知っているわけです。でも夫婦喧嘩は犬も食わないと言われるように女性の人権侵害が問題にならない。それに、被害を受けた方も恥になるからといってなるべく表に出ないようにするし、夫からの暴力は当たり前で、誰も珍しく思わなかった。だから誰も注意しないでしょ。そういう意味で、関心も寄せないでしょ。だけど、「あれは暴力なんだ。人権侵害だ」と別の見方が提供されたことで、これが変わってくるわけです。それが2001年の法律(DV防止法)の制定につながっていると、私は思っています。

セクハラ裁判や性暴力の裁判で支援者にはたくさん女性がいました。その多くの人が事実をきちんと知り、学ぶことで、勝訴判決を得られるだけではなく、社会的規模の意識変化に貢献していると思うのです。

自分が知っていることを「こんなことがあったのよ」とお友達に話すことで、新しい認識の仕方がじわじわ伝わる。セクハラ裁判やDV事件の支援者は、結構多くの方がその時の経験を活かして女性相談員として、女性支援を継続しているのですね。沼崎さんという男性の文化人類学者は、東北大学のセクハラ裁判の支援者でしたが、今ではジェンダー問題の専門家になっています。セクハラ裁判で助教授と院生の事案でした。相手が院生だから、先生の方は、大人の恋愛だというわけです。だから不法行為の枠の中に入らないという言い訳をしてくるわけです。何も知らない「そうかもね」と思われる話ですよ。そこで、これは恋愛ではないと裁判官に分らせることが大事で、沼崎さんに相談して、セクシュアル・ハラスメントは二人の関係の中にある権力関係、力関係がものすごく違うので、意に反したことをさせられてしまうのが本質であるという鑑定書を書いてもらいました。セクハラだけではないのですが、不平等な力関係のもとでの女性に対する暴力の本質を見る必要があることを痛感しています。

9. フェミニズムからジェンダーへの変化

私は、フェミニズムということで早い時期から仕事をしていたというよりは、フェミニズムと考えないでやってきたのかもしれないのですが、女性差別に関する仕事をあれこれ引き受けて続けていました。そして、気がつくと、徐々にフェミニズムがジェンダーという言葉・考え方に変わってきていました。今はフェミニズムという言葉がほとんど聞こえないので、「フェミニズムの见えない時代」ということですね。フェミニズムというのは女性の方にはっきりと軸足を置いていて、女性が受けている不利益を明らかにする話ですよ。女が女であることから、社会的な関係その他で不利益を受けることは許されないということですが、ジェンダーはもう少し広いというか違う意味で説明されています。ジェンダー概念が「生物学的性差と社会的・文化的性差の両方を指す」というのがジェンダー法学会の定義ですけど、これだと女性にだけ軸足を置いてはいないですよ。だから、そこが違いだと思います。もちろん、多くの問題は女性に関することが多いのは事実ですが。

例えば、同性愛者の問題は、ジェンダーという概念が受け容れられるようになってきて、より理解しやすくなってきたのではないのでしょうか。フェミニズムという切り口だと同性愛者を入れていくのが難しい。9年間法科大学院で「ジェンダーと法」を教えてきましたが、1年目は受講者が少なかったけれど、2年目からは学生が増えて、20名から30名が受講していました。「ジェンダーと法」というと圧倒的に受講者は女性が多いと思うでしょ。でも、法科大学院の院生の男女構成比（7対3）と、受講者の男女構成比が合うのです。これは、ジェンダーが女性中心ではないというメッセージによって、男性も受講しやすくなるのかなって思います。アメリカのロースクールでも、「フェミニスト法理論」という講義があるようですけど、受講者のほとんどは女性だったと言います。キャサリン・マッキノン教授のセクハラゼミでは12名しかとらないみたいでしたけど、男子学生は一人でそれ以外は全部女性でした。「セクシュアリティと法」という講座だと、男子学生もたくさんいましたね。これは、同性愛者の問題も含めて、もっと広い、女性にこだわらないものでした。

男性が参加しやすくなり、社会的に承認されていることになるのでしょうか。男性に認められないとダメなのでしょう。先ほどの裁判官と同じ矛盾になるのですよ。男子学生に来てもらうことによって、その科目が承認される。男子学生に参加してもらうことで、格付けが上がる。でも私は、男性にも参加してもらうことは良いことだと思っているのです。男性が参加していると女性だけで行動することの限界を突破できる。フェミニズムという考えが鮮明でありすぎる、ウーマン・リブもそうですよね。そうすると男性は引いていって、「あなたの問題でもあるのよ」というのを理解させるのは難しい。

売春、ポルノは女性の問題だけでなく男性の問題です。それと男女共同参画という政策課題と親和性が生まれるかということです。男女共同参画というのとフェミニズムとは違って、フ

フェミニズムで男女一緒にやりましょうねというとならば齟齬が生じる。2010年の政府の「第三次男女共同参画基本計画」では、男性にとっての共同参画ってありますよね。だからフェミニズムの問題として整理してしまうとやりづらい。男性に承認をもらうのではなく、おべっかを使うでもなく、男性と共同することは大事だと思っています。

しかし、一方で女性の問題なのに、拡散して焦点がぼやけてしまうのではないかとも思っています。もっとも、女性の問題だと言ったときに、女性が解決の責任を負っているわけではない。不利益を受けている人が女性だから、女性問題と言えそうですが。女性が解決すべき問題と誤解される可能性もあるので、「ジェンダー」と言うタイトルによって、女性の問題にハイライトしながら具体的にやっていく。「ジェンダーと法」という講義をやっている、女性の問題しかやらないのではないかと学生から言われることはよくありました。女性差別の問題は、差別者は女性自身ではないので、本質的には男性の問題です。聞いている男子学生から、「男である自分が非難されている気がした」という感想が出てくるのですが、「非難されると思うのであればそれは理由があると思ってね」と言っています。男女の問題に限らず、「非難」と「批判」の区別が日本語では難しいと思います。

ジェンダーという言葉に過度の拒否反応を示す政治家が、この国にはいますが、女性に不利益を押し付け続ける仕組みでは、この国はそろそろ成り立ち行かなくなるのではないかと、思っています。ジェンダーという問題意識は有用な部分がありますが、女性にもっと光を当てることは、まだまだ必要でしょう。ジェンダーという言葉を獲得したことで、むしろ男性が女性の問題を実は男性問題でもあることを理解して、冷静に議論できるようになって欲しいと思っています。

Ⅲ. 報告 (佐久間悠太)

はじめに

この度のセミナーでは、弁護士の角田由紀子氏から貴重なお話を聞くことができた。フェミニズムがなかなか見えないとされる今日において、角田氏が指摘されたことはどれも重要であると思われる。

今回の講演で角田氏が指摘されたことの中なかでも、本稿では、第一に「法の世界における男性中心主義」、第二に「公私二元論と性別役割分業論」、第三に「強制的異性愛による個人主義の否定」、第四に「ジェンダーと法学教育」の4つに焦点を絞り考察を加えていく。

1. 法の世界における男性中心主義

まず、「法の立法者と運用者の中心が男性であった」と角田氏が指摘する通り、日本の法の世界における女性の参画率は非常に低調である。2013年3月に列国議会同盟 (IPU) が発表した

2012年調査報告によれば、「法の立法者」である日本の国会議員の女性比率は2012年12月の衆議院総選挙で7.9%であるという⁴。また、「法の運用者」である日本の裁判官における女性比率は2012年で17.7%となっている⁵。したがって、「法の立法者」と「法の運用者」における割合は、依然として男性に偏っていると見てよい。こういった男性中心的な法の世界において、ジェンダー・バイアスが存在しないとするのは相当無理があると思われる。

この種の問題を解決するにあたって、いわゆる「ポジティブ・アクション」ないし「アファーマティブ・アクション」といった積極的格差（差別）是正措置によって、女性の「法の立法者」や「法の運用者」の数を増加させていく対応を推進していくことも考えられる。しかしながら、積極的格差是正措置によって、ただ女性の数を増加させれば問題が解決するというのは短絡的であり、こういった格差構造を生み出している本質的な部分で解決していくことが必要であるのではないだろうか。すなわち、この種の問題は、「法の世界」の問題に限られたものではなく、今日の家庭、雇用、教育をはじめとする日本社会全体における性別役割分業構造と本質的な部分で一致していると思われる。

男女間の不平等を解決するために、日本では1999年に男女共同参画社会基本法が施行された。男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けており、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と定めている。しかしながら、今日この法律が制定されてから既に十数年経過してはいるものの、日常生活において男女共同参画社会が完全に実現されているとは言いがたい。今後も、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる改善が求められていることは言うまでもないだろう。

2. 公私二元論と性別役割分業論

次に、角田氏は、前述した「法の世界」における女性排除には、法の運用者や立法者は男性が担うべきとする「性別役割分業論」が原因として存在していると指摘する。さらに、性別役割分業論の前提には、戦前の家制度に代表されるように、男性が「公」で働き、女性は「私」という場所で、「公」で働き疲れた男性を癒すという公私二元論によって支えられていると指摘する。

公私二元論に対するフェミニズムからの批判は、女性が家事やケアといった役割を担い、男性が公的な役割を担うという性別役割分業論に対する批判にとどまらず、「近代家族の本質（近代

⁴ なお、列国議会同盟のホームページによると、2013年7月1日現在で衆議院における女性議員は39名で全体の8.1%であるという (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>) 2013年9月1日最終アクセス。ちなみに、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) は、1889年に設立されたものであり、世界の平和と協力および議会制民主主義の確立を目的に活動している世界各国の議会から構成される国際的組織である。

⁵ 内閣府男女共同参画局『平成25年版男女共同参画白書』による。また、2012年における検察官の女性割合は14.4%であり、弁護士は17.5%である。なお、同白書は以下から閲覧できる (http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zenta/index.html) 2013年9月1日最終アクセス。

家父長制のもとで女性が性支配をうけ、内なる差別が内包されていた特質)、あるいは近代人権論の限界(個人の自由・平等を説いた近代個人主義人権論が、家族の外に対する自由・平等にとどまり、内では不平等を内包して家長個人主義を前提としたものに過ぎなかったという限界)を鋭く指摘する」⁶ものであったという。

しかしながら、これまでに至る男女共同参画社会に向けた取り組みとは裏腹に、今日の社会において専業主婦志向が強まってきていることを指摘しておかねばならない。総理府・内閣府の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に対して、1972年には男性の83.8%、女性の82.6%が賛成していたが、最近の2009年には反対派が男性51.1%、女性58.6%となり、賛成派は男性45.9%、女性37.3%となった。しかしながら、2012年には、再び賛成派が増加し、男性55.1%、女性48.4%が「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方を支持した(資料1)。2009年の調査と比較すると、とりわけ20代における伸び率が高く、専業主婦志向が強くなっているといえる(資料2)。

こういった20代の専業主婦志向に対し、山田昌弘氏は、経済情勢の悪化で夫の収入増が見込めないなか、たとえ条件が悪くても働かざるを得ない妻が増加していることが一因であり、家計の足しのために仕事に出て、「できればやりたくない」と感じた人たちが賛成に転じたと分析している⁷。

言うまでもなく、今日の労働環境が女性にとって働きやすいものであるとはいえない。そのひとつの例として、男女雇用機会均等法によって男女間における差別が禁止されてはいるものの、コース別の人事管理制度の問題は深刻であり、コース別採用の名のもとに実質的な男女差別が行われている例が多いという⁸。

こういった男女差別の背景にある要因の一つとして、女性の幸せが婚姻して家庭に入り「母」となって家事、育児を行うことであるというイデオロギーが依然として強固に存在していることが考えられる。またそういったイデオロギーが、身近な人(親、友人、職場の同僚など)の言説を通して体現化されることにより、意識の上でも女性の働き辛さが強化されていくのではないかと。

さらに、公私二元論に基づく性別役割分業論は、いわゆる「三歳児神話⁹」によって強く支持されていると考えられる。1998年版『厚生白書』では、三歳児神話に合理的根拠はないと断言した。しかしながら、一般的な社会では依然として三歳児神話が信じられており、実際のところ、4人に3人もの女性が「少なくとも子供が小さいうちは、母親は仕事をもたずに家にいるのが望

⁶ 辻村みよ子『ジェンダーと法〔第2版〕』(不磨書房、2010年)160頁。

⁷ 朝日新聞2013年1月11日朝刊、33頁。

⁸ 辻村、前掲書、139頁。

⁹ 「三歳児神話」とは、子どもが三歳になる頃までは母親の手元で養育しなければ、子どもに対して悪い影響を与えるという考え方である。また「神話」とは、根拠もなく絶対的なものと信じ込まれ、多くの人々の考えや行動を拘束してきた事柄を指すという(杉本貴代栄編『女性学入門——ジェンダーで社会と人生を考える——』[ミネルヴァ書房、2010年]88頁)。

ましい」と考えているという¹⁰。

3. 強制的異性愛による個人主義の否定

ここまで述べてきた公私二元論に基づくジェンダー・イデオロギーを支えているのは、まさに「結婚・生殖イデオロギー」であると思われる。風間孝氏は、「結婚・生殖イデオロギー」を「異性に惹かれるのを自然とすることの延長線上に、結婚し、子どもをもつことが当たり前」¹¹とみなすイデオロギーであると定義する。前述した身近な人による婚姻を強要する言説は、まさに「結婚・生殖イデオロギー」から生ずるものであり、これは同性愛者といった性的少数者だけでなく、一般的に「性的多数者」と考えられている異性愛者に対して、婚姻や子どもをもつことを選択しない（選択できない）人々の生き方をも呪縛し、抑圧するものであるといえよう。

ところで、2012年の衆議院選挙で自民党が政権与党となった。自民党の憲法改正案24条1項は、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と規定する。

二宮周平氏は、『家族の尊重』や『家族の助け合い』は耳当たりの良い言葉ですが、もしかしたら、家制度のような男女の役割の固定化や、家事・育児・介護を家族の中で女性に負担させることを意図しているのかもしれない。人の生き方も家族関係も多様です。今求められているのは、家族のあるなしに関わらず、人が個人として大切にされ、尊重される社会であり、それこそ現在の憲法24条を実現することにほかならないのではないのでしょうか¹²と述べ、24条を自民党改正案のように改正してはならないと主張する。

また、角田氏も「人は常に結婚による『家族』単位に生きているわけではないし、そのような生き方だけが正当と強制されるわけではない。さらにいえば、『家族』を最小単位にする考え方は、家族を構成する個人の存在を無視することにつながっている」¹³と指摘する。

これらの見解を踏まえれば、憲法で家族主義的な「家族の扶助義務」を明文規定することは、家族を形成しないで生活する人々を抑圧するだけでなく、仮に家族を形成していたとしても、個人よりも家族の権利利益が優先されることで、結果的に個人が抑圧されることにつながると予測できる。

そもそも憲法24条の立法趣旨は、二宮氏によれば、「明治民法時代、婚姻には戸主の同意が必要であり、また男30歳、女25歳までは父母の同意が必要であり、婚姻が当事者の自由な意思ではなく、親や戸籍の意向のままに決められることが慣例となっていた事実を踏まえ、これを解消す

¹⁰ 国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向基本調査』（2002年）。同調査結果は以下から参照できる（<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou12/doukou12.asp>）2013年9月1日最終アクセス。

¹¹ 風間孝・河口和也『同性愛と異性愛』（岩波新書、2010年）121頁。

¹² これは「憲法24条を大切にしよう」というタイトルで、法学館憲法研究所のホームページ上に掲載されている（<http://www.jicl.jp/kaiken/backnumber/20130513.html>）2013年9月1日最終アクセス。

¹³ 角田由紀子『性差別と暴力』（有斐閣、2001年）44～45頁。

るために規定されたもの」¹⁴であるという。したがって、憲法24条は個人主義的な発想から男女が個人の自由な意思のみに基づいて婚姻する「権利」を保障したものであり、権利という概念を逆転させて、家族主義的な発想から「義務」を加えることは大きな誤りである。

一般的に、少子化対策という観点から婚姻の重要性が主張されることがある。しかしながら、こういった主張の前提には、婚姻しなければ出産、育児ができないというジェンダー・イデオロギーが存在しているといえる。今日、事実婚カップルやシングルペアレントでも子どもを十分に育てることができるし、婚姻カップルだからといって子どもが幸せに育つという保証はどこにもない。つまり、子どもの幸せを構成する要素と婚姻は必ずしも一致していないのである。子どもをもつことを選択しない者に対して、婚姻と生殖を強制するのではなく、子どもをもつことを選択できない者に対して、里親制度などを通して子どもをもつ権利を保障していく方が妥当ではないだろうか。

また、DVの問題も深刻である。内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査」報告¹⁵によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦も含む)から身体に対する暴行を受けた人は女性25.9%、男性13.3%であるという。とりわけ既婚の女性においては、4人に1人が配偶者から何らかの暴行を受けていることになる。したがって、婚姻が「人間の幸せの全て」という考え方は、単なる幻想に過ぎないということができよう。

4. ジェンダーと法学教育

本講演の終盤で、角田氏は法科大学院で「ジェンダーと法」という講義を担当しているという紹介があった。そこでは、女性の問題について、女性だけが解決するのではなく、男性と共に解決していくことが重要であると述べる。

しかしながら、2005年度の調査によれば、73の法科大学院(回答58)のうち、24大学院(33%)がジェンダー関連科目を開講しており、他大学との単位互換等を加えても35大学院(48%)に過ぎないという¹⁶。さらに、「司法試験合格のために法科大学院で学ぶという状況である限り、『余分な』勉強をすることへの動機付けは乏しい」¹⁷という指摘があるように、実際の学生の視点に立つてみれば、法科大学院の教育が司法試験を前提にしている以上、ジェンダー法学教育は困難さを抱えているといえる。

そもそもジェンダー法学教育について、辻村みよ子氏は、大学からではなく、「中学校・高校の人権教育や政治経済の授業、あるいは憲法や人権の教育が始まる小学校高学年の教育のなかで

¹⁴ 二宮周平『家族と法』(岩波新書、2007年)66頁。

¹⁵ 内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査(平成23年度調査)』による(http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html)2013年9月1日最終アクセス。「身体的攻撃」以外の被害経験では、「心理的攻撃」は女性が17.3%、男性が9.5%、「性的強要」は、女性が14.1%、男性が3.4%となっている。

¹⁶ 辻村、前掲書、269頁。

¹⁷ 南野佳代ほか「法学専門教育におけるジェンダー法学導入の現状と課題——米国ロースクールカリキュラム調査による一考察——」『京都女子大学現代社会研究』(2006年)、128～129頁。

ジェンダー教育をする必要があろう」¹⁸と述べている。しかしながら、現実の小中高の学校現場では、名簿、座席配置、ロッカー、下駄箱といったところで男女を別々の枠組みに区分し、さらにランドセルなどでは男子には青系、女子には赤系という固定的な配色がなされている。また、授業の際に使用される教科書も男性中心主義と異性愛中心主義に偏向しているといえる。

たとえば、木村涼子氏は教科書が圧倒的に男性優位の世界になっていることを指摘する。すなわち、編者や執筆者の大部分が男性であり、教科書の登場人物も女性より男性の方が多く、学習活動をはじめとする社会活動全般の主人公は男性であり、女性はその脇役的存在でしかないことを暗黙のうちに伝えているとし、教科書では女性が家事・育児で男性は仕事であるという性別役割分業を当然視し、ステレオタイプ化されたジェンダー・イメージに満ちていることを明らかにする¹⁹。

さらに、渡辺大輔氏は教科書の異性愛主義を指摘する。たとえば、教科書の登場人物は、男女というペアを前提とする「家族」をもった異性愛者たちばかりであり、「国語の文学作品や、数学の問題文、生活科や家庭科の家族関係を学ぶ単元、英語の例文、歴史で紹介される事例や登場人物、保健体育における性教育、そして多くの教科書の挿絵」など、その全てで、トランスジェンダーやインターセックス、同性愛者といった性的マイノリティの存在は無視され、隠され、排除されて、異性愛が「自然」であるとする異性愛主義が貫徹されていると説明する²⁰。

ところで、憲法の視点から考察を加えていくとすると、子どもの教育を受ける権利は憲法26条で保障されている。ただし、子どもがいかなる教育を受けるのかについて、その教育内容を決定する権限がどこにあるのか（いわゆる「教育権の所在」問題）は、これまで憲法学で度々議論されてきたところであり、そこでは、教育内容について国が関与・決定する権能を有するとする説（「国家の教育権」説）と、子どもの教育について責任を負うのは、親及びその付託を受けた教師を中心とする国民全体であり、国は教育の条件整備の任務を負うにとどまるとする説（「国民の教育権」説）が対立してきた²¹。

しかしながら、1976年5月21日の旭川学力テスト訴訟²²で、「国家の教育権」説と「国民の教育権」説という教育権の所在に関する学説の対立は極端であり、両説の当否を一刀両断に決めることができないとして、最高裁判所は折衷的な判断を示した。さらに最高裁判所は、国家の教育権を認めつつも、「自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、

¹⁸ 辻村、前掲書、274頁。

¹⁹ 伊藤公雄・牟田和恵『ジェンダーで学ぶ社会学〔新版〕』（世界思想社、2006年）33頁。

²⁰ 人間と性教育研究所『同性愛・多様なセクシュアリティ～人権と共生を学ぶ授業～』（子どもの未来社、2002年）38～39頁。

²¹ 芦部信喜『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年）265～266頁。

²² 最大判1976年5月21日刑集30巻5号615頁。旭川学力テスト訴訟とは、1961年10月に文部省の指示で実施された全国中学校一斉学力調査（学力テスト）に際し、教師である被告人らが、その実施を阻止するために北海道旭川市永山中学校の校内に侵入し、同校の校長に暴行を加えたとして、建造物侵入罪、共同暴行罪、公務執行妨害罪で起訴された事案である。1審及び2審は、本件学力テストの実施には甚だ重大な違法があったとして公務執行妨害罪の成立を否定した（もっとも、建造物侵入罪と共同暴行罪については有罪）。しかしながら、最高裁は学力テストを適法と判断し、公務執行妨害罪についても有罪とした。

誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制することは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」と判示している。

少なくとも、今日の学校現場において教師に教科書の使用義務が課されている以上、教科書の内容が前述したような男性中心主義、異性愛主義に偏向していることは、「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制すること」であり、憲法26条、13条に違反する可能性が強いと思われる。しかしながら、現時点では推測の域を出ない。

今後の日本社会を変えていくために、教育は一つの大きな役割を担っているといえる。しかしながら、仮に学校現場が変化したとしても、それ以外の家庭や職場といったところで、男性中心主義、異性愛中心主義が温存され続けるのであるならば限界が生じてしまうだろう。その限界を乗り越えるためには、少なくとも家族を社会の基礎単位とする発想から脱却し、個人を基礎単位とする社会の実現が望まれるといえる。

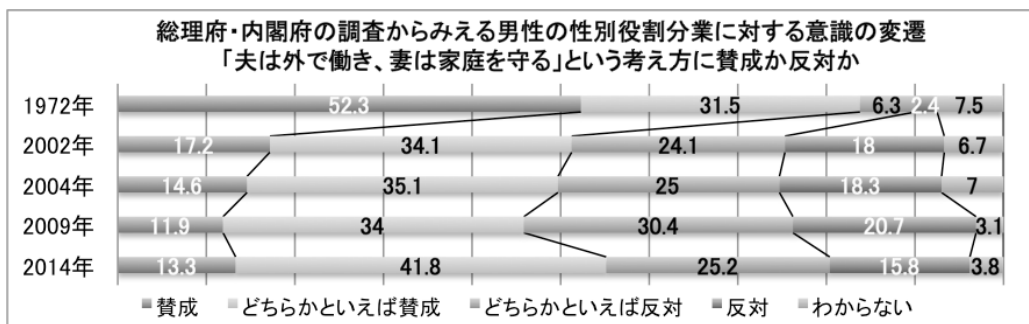
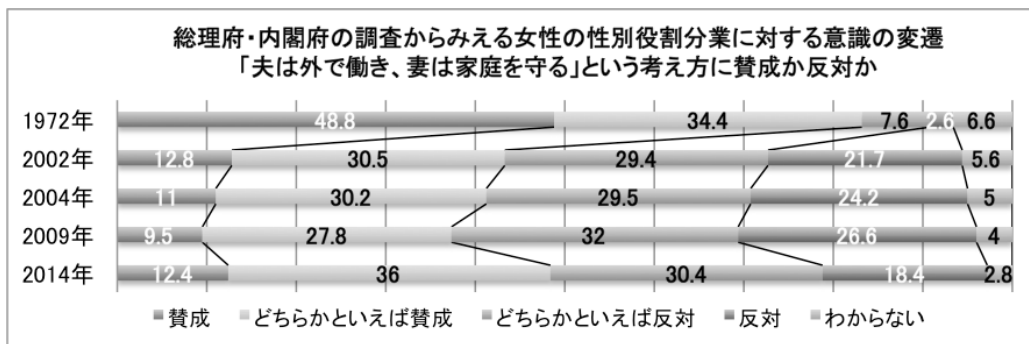
結びにかえて

ここまで、今回の講演で角田氏が指摘された点と関連し、「法の世界における男性中心主義」、「公私二元論と性別役割分業論」、「強制的異性愛による個人主義の否定」、「ジェンダーと法学教育」について若干の考察を加えてきた。

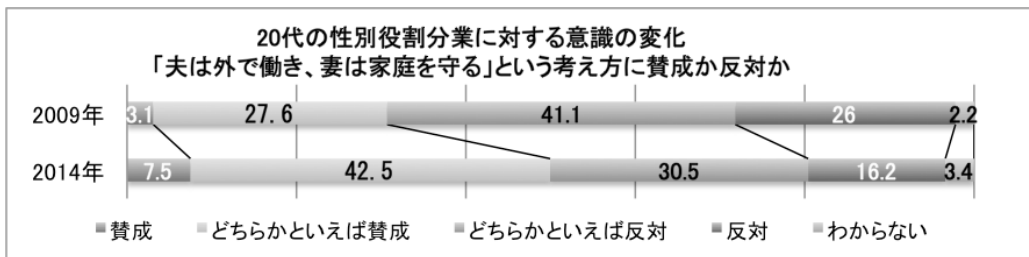
今日の社会で生きる人々が「当たり前である」と考え、実際に社会もそのように動いている以上、その規範のなかで生きる人々にとってその社会を疑うことは非常に難しい。さらに、ジェンダーやセクシュアリティに関する事柄は、「プライベートなもの」として位置づけられていることから、そこに内在する問題点までも同時に隠蔽されてしまう困難さを抱えている。

今回の角田氏の講演はそういった困難さに光を当てるものであり、参加者に対して新たな気づきを与えた。そして同時に、これからの日本社会を考える良い機会ともなった。最後に、お忙しいなか、本セミナーで講演していただいた角田氏に、改めて感謝を申し上げたい。

資料1



資料2



参考文献

- ・ 芦部信喜『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年）
- ・ 伊藤公雄・牟田和恵『ジェンダーで学ぶ社会学〔新版〕』（世界思想社、2006年）
- ・ 風間孝・河口和也『同性愛と異性愛』（岩波新書、2010年）
- ・ 杉本貴代栄編『女性学入門——ジェンダーで社会と人生を考える——』（ミネルヴァ書房、2010年）
- ・ 辻村みよ子『憲法〔第4版〕』（日本評論社、2012年）
- ・ 辻村みよ子『ジェンダーと法〔第2版〕』（不磨書房、2010年）
- ・ 角田由紀子『性差別と暴力』（有斐閣、2001年）
- ・ 二宮周平『家族と法』（岩波新書、2007年）
- ・ 人間と性教育研究所『同性愛・多様なセクシュアリティ～人権と共生を学ぶ授業～』（子どもの未来社、2002年）
- ・ 南野佳代ほか「法学専門教育におけるジェンダー法学導入の現状と課題——米国ロースクールカリキュラム調査による一考察——」『京都女子大学現代社会研究』（2006年）